

平成 2 1 年 8 月 4 日 (火)

於・虎ノ門パストラル新館 5 階「マグノリア」

水産政策審議会

第20回漁港漁場整備分科会議事録

水 産 庁

目 次

1. 開 会	1
2. 委員出席状況報告	1
3. 配付資料確認	1
4. 水産庁漁港漁場整備部長あいさつ	2
5. 出席者紹介	3
6. 議 事	
(1) 協議事項	
①分科会長の選任について	4
②分科会長代理の指名について	4
(2) 審議事項	
①諮問第162号 漁港の指定内容の変更について	5
②諮問第163号 行政不服審査請求 及び 諮問第164号 行政不服審査請求について	10
(3) その他	
次回日程について	28
7. 閉 会	28

があります。次に、資料3-1として、少し厚い資料ですが、諮問第163号に係る諮問事項、参考資料及び関係法令に関する資料があります。

資料4として、諮問第164号の「行政不服審査請求について」の諮問文の写しがあります。最後に、資料4-1といたしまして、諮問第164号の諮問事項、参考資料及び関係法令の資料がございます。以上でございますが、資料は揃っておりますでしょうか。

漁港漁場整備部長あいさつ

○宇賀神計画課長 それでは、早速でございますけれども、開会にあたりまして橋本水産庁漁港漁場整備部長から御挨拶を申し上げます。よろしく願いいたします。

○橋本漁港漁場整備部長 一言御挨拶を申し上げます。

これより第20回漁港漁場整備分科会を開催させていただきますけれども、委員各位におかれましては御多忙の中、御出席を賜り、心より御礼を申し上げます。また、改選により新たに御就任いただきました委員各位におかれましても、今後とも何とぞよろしくお願い申し上げます。

当分科会では漁港漁場整備にかかわるさまざまな事項を御審議いただきますが、私ども水産庁は、消費者に安全な水産物を提供するためにさまざまな施策を行っているわけがございます。例えば低水準にとどまっている水産資源の回復、あるいは国際競争力のある漁業経営体の育成、あるいは水産物の安定供給を図るための加工・流通施策の展開などを行っているわけですが、これらの下支えをしております漁場整備、藻場・干潟の保全、また水産物物流の拠点となる漁港の機能強化など、私どもが取り組んでおります漁港漁場整備は水産庁が行う様々な施策の進展にとって大きな役割を果たしていると考えております。

また、それらの施設の整備に加えまして、漁業者や住民などにより行われている地域の活性化とか沿岸環境の保全などへの取り組みなどに対するソフト支援も重要であると考えておりまして、水産業と沿岸地域の相互の発展を目指して努力してまいりたいと考えておりますので、御指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、本日の議題といたしましては、先ほど御案内いたしましたように「漁港の指定内容の変更」と漁港施設の利用に係る「行政不服審査請求について」がございます。前者につきましては水産物の品質確保や流通・加工・効率向上のための臨港道路の整備にかかわ

るものですし、後者につきましては漁港利用におけるプレジャーボート等、施設の管理に関する事案でございます。盛りだくさんの内容となっておりますが、よろしく御審議をお願いいたしまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○宇賀神計画課長 ありがとうございます。

出席者紹介

○宇賀神計画課長 それでは、本日は委員改選後初めての分科会でございますので、委員の方々の御紹介をさせていただきます。五十音順で御着席いただいておりますので、その順で御紹介申し上げます。委員の皆様方におかれましては、どうぞ御着席のままでお願いいたします。

まず初めに、網代漁業株式会社代表取締役の泉澤委員でございます。

北海道漁業協同組合連合会代表理事会長の櫻庭委員でございます。泉澤委員、櫻庭委員は今回新たに水産政策審議会委員に御就任いただきました。

長崎大学大学院生産科学研究科長の中田委員でございます。中田委員には当分科会の分科会長を務めていただいております。

次に全国漁協女性部連絡協議会副会長理事の畠山委員でございます。畠山委員も今回新たに水産政策審議会委員に御就任いただきました。

次に、福井県認証コミュニティビジネス団体ラ・しじみ副代表の森川委員でございます。森川委員には以前に当分科会の委員を務めていただいております。

なお、東京海洋大学海洋科学部教授の櫻本委員におかれましては、現在、資源管理分科会に出席されておりますので、終わり次第、当分科会に御出席いただくことになっております。

それから、常磐大学コミュニティ振興学部教授の井上委員におかれましては、本日、御都合により欠席でございます。

続きまして、水産庁側の出席者を紹介させていただきます。

先ほど御挨拶をいたしました橋本漁港漁場整備部長でございます。

高吉整備課長でございます。

本田防災漁村課長でございます。

岡水産施設災害対策室長でございます。

議 事

(1) 協議事項

①分科会長の選任について

○宇賀神計画課長 それでは分科会長の選任に入らせていただきます。

分科会長の選任につきましては、水産政策審議会令第5条第3項の規定により、当分科会の委員の互選により選任することとなっております。いかがいたしましょうか。

○泉澤委員 これまでも漁港漁場整備分科会長をお務めいただいた中田委員に分科会長をお願いしてはいかがでしょうか。

○宇賀神計画課長 ありがとうございます。

ただいま泉澤委員から中田委員を分科会長にという御提案がございましたけれども、委員の皆様方、いかがでございますか。

[「異議なし」の声あり]

○宇賀神計画課長 ありがとうございます。それでは、異議がないということですので、中田委員に分科会長に御就任いただきます。

それでは、中田委員は分科会長の席にお移りくださいますようお願いいたします。

それでは、これからの議事進行を分科会長をお願いいたします。

○中田分科会長 ただいま分科会長に御選任いただきました長崎大学水産学部の中田でございます。

メンバーが大分新しくなったところですが、本日は3つの諮問事項について審議をお願いすることとなっております。時間の関係もございますので、委員の皆様方並びに水産庁事務当局の御協力をいただきまして、できるだけ円滑に議事を進めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

②分科会長代理の指名について

○中田分科会長 それでは、議事に入ります。

まず分科会長代理の件ですが、水産政策審議会令第5条第5項によりますと、「分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名す

る者がその職務を代理する」と規定されておりますので、私のほうから指名させていただきたいと思います。

本日は都合により欠席しておられますけれども、常盤大学の井上委員に分科会の会長代理をお願いしたいと思っております。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○中田分科会長 それでは、分科会長代理につきましては井上委員をお願いすることといたします。どうもありがとうございました。

(2) 審議事項

① 諮問第162号 漁港の指定内容の変更について

○中田分科会長 それでは審議事項に入りますが、本日は諮問事項が3件ございます。なお、最初にお断りしておきますけれども、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会令第5条第6項の規定によりまして漁港漁場整備分科会の議決をもって審議会の議決とすることになりますので、その点、よろしく願いいたします。

それでは、最初の事項につきまして橋本部長から諮問いただくこととします。

○橋本漁港漁場整備部長 それでは、お手元の資料2、諮問文の写しをご覧いただきたいと存じます。本日は諮問事項が3件ございますが、まず1つ目の諮問について朗読をさせていただきます。

21水港第1575号

平成21年8月4日

水産政策審議会会長 殿

農林水産大臣 石破 茂

第3種漁港の指定内容の変更について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条第6項の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第162号 漁港の指定内容の変更について

(別添資料2-1及び2-2)

以上でございます。

○中田分科会長 それでは、諮問の1つ目、「漁港の指定内容の変更について」につきまして、事務局から説明を受けたいと思います。よろしくをお願いします。

○宇賀神計画課長 資料はお手元の資料2-1、2-2ですけれども、前方にスライドを用意しておりますので、スライドで説明をさせていただきます。

本日お諮りしますのは白尻漁港の漁港区域の変更でございます。白尻漁港は第3種漁港で、この絵のように北海道にございます。北海道は、日本海、津軽海峡、太平洋、そしてオホーツク海と非常に恵まれた漁場になっております。

北海道の水産業の状況だけ御説明申し上げますと、左側の絵ですけれども、漁獲量が139万トン、全国の約1/4、25%を占めておりまして、もちろん全国第1位でございます。そして生産額は294億円でございます、主な魚種は、図面にございますように、サケ類、ホタテ貝、コンブ類、スケトウダラ、こういったところになっております。

この絵は函館市を説明したものですけれども、左下に函館湾がございます。函館市内には全部で20の漁港があります。そのうち今回お諮りするの、赤く示したところ、白尻漁港でございます。色が少しついているところがありますけれども、旧南茅部町の部分でありまして、今回お諮りするのこのほぼ真ん中付近にある第3種の白尻漁港で、この漁港は周辺の漁港の拠点的な役割を果たしております。

今の白尻漁港の陸揚げの状況ですが、左側にありますように総生産量として8,801トン、約9,000トンが揚がっております。総生産額は12億1,600万円、内容は1/3くらいがコンブ類、それからスケトウダラ、スルメイカ、サケ、こういった順になっております。

南茅部地域の漁業の状況のうち、定置網漁業の網起こしの状況です。サケその他が漁獲されるということでもあります。

天然コンブの漁獲の状況であります、非常に質のいいコンブで、関西方面に高級品として流通しているということでもあります。

これはスケトウダラの刺し網の網外しをしている状況です。スケトウダラも地元白尻漁港の主力魚種となっております。

これは白尻漁港に集結するイカ釣りの外来船、外から来た船でありまして、混雑しているために、このように二重に係留している状況になっております。

旧南茅部町管内では、平成15年に6つの漁協が合併いたしましたことから、現在は正組

合員が1,171名と全国でもトップ、北海道内で最も組合員数が多い漁業協同組合となっております。

白尻漁港の周囲の状況ですが、漁港のすぐ前面はこのようにコンブの漁場になっております。従って、一方では漁港があまり拡張できないという状況があります。

それを上から見た図です。周辺がコンブの好漁場になっておりますので、漁港としてはここままで、ここから外の方になかなか出られない。従って用地が非常に狭い状況にあります。漁港があつて、街並みがありまして、その後ろが緑になっていますけれども、そこは高台になっております。そこに紫色の四角の点々がありますけれども、ここは個人の漁具を干す干場とか倉庫が背後に点在している状況を示しています。

その様子を示したものがこの写真で、漁港の中の土地が十分でないため、背後にこういった漁具の干場や倉庫が点在している状況にあります。

漁港から漁具干場の方に行く道は数があまりなく、あつてもこのように急傾斜でありますし、かつ十分な広さではない。また、生活道路にもなっているということで、行き来がかなり不便な状況にあります。

漁港のところを少し拡大したものです。赤の点線がありますけれども、ここは国道278号線が走っています。国道周辺に家が密集して混雑しております。

その状況を示した写真です。国道が、街並みの中を走っています。特に左下のようなどころではトラックによって小学生の通学が危険な状況にありますし、右上はトラックが漁港に入っていくところです。また、右下は中学生が自転車通学をしている。このように産業活動と生活が狭い道路に混然一体となっているということでもあります。

そこで現在、地元ではバイパスの構想がございます。今見ていただいたのは水色の現国道であります。崖の上に国道のバイパスの構想がございます。上の図でわかりますように途中まで進んでいまして、平成22年には白尻漁港のところまで延びてくる予定になっております。

白尻漁港は周辺の中心港となっております。右下の絵にありますように、周辺に大舟漁港、川汲漁港、尾札部漁港、木直漁港があります。こうしたところで揚がったスケトウダラを一旦白尻漁港に陸送し、そこで共同入札をして函館方面等へ一括輸送するようなことになっております。

白尻漁港の様々な問題を申し上げましたけれども、ここに臨港道路が必要であるということでもあります。

そこで臨港道路の必要性と効果ですけれども、まず①として、漁港の背後に漁具干場や漁業資材を保管する倉庫等用地があります。これの用地と漁港とを道路でつなぐことによって漁業活動が円滑になっていくということでもあります。②としては、この臼尻漁港では年間約9,000トンの漁業生産がありますので、魚を漁港の外に搬出するときに現国道では非常に狭い状況にあるため、これを改善していく必要がある。そして③ですが、この漁港には周辺の小さな漁港に陸揚げされたスケトウダラが集まってきますので、この漁港で一括して入札を行い外に出していく。集出荷効率を上げる意味でも道路の必要性があります。④として、先程見ていただきましたように市内交通が非常に混雑しております。通学路も兼ねていますので、市民の足といいますか、その状況の改善にもなる。そういうことで、結論として、下の青いところですが、漁港施設間と国道バイパスを結ぶ臨港道路の整備による流通の向上を図る必要があるということでもあります。

少しわかりにくいかもしれませんが、左に臼尻漁港があります。そして右端の方に緑色の点線がありまして、これが平成22年までにできる予定の国道バイパスです。その間に赤いくねった線がありますが、ここに道路を通すことによって漁港と国道バイパスをつなぐということでもあります。併せて、その間にあります紫がかった赤の土地、ここには漁具倉庫や干場がありますので、そういうものと漁港とが結ばれ、また、漁港とバイパスが結ばれることによって漁業活動の向上あるいは魚の搬出等が効率良くなるということで、この道路を整備しようとするものであります。

その道路についてですが、オレンジのところには現在の漁港があります。黄色いところが国道のバイパスであります。これを今回、赤の線で臨港道路として結ぶことによって全体の流通の効率化を図ろう、それから、水色の部分のところには漁業者の倉庫・用地が点在しておりますので、それらの施設と漁港が結びやすくなるということで、この赤い道路を整備したいということです。ただ、現在、漁港区域はオレンジの範囲になっておりますので、道路を整備するためには、この区域を拡げて水色の範囲を新たに変更して漁港区域とすることによって道路の整備が可能になるということから、現在オレンジの漁港区域について、水色の部分を拡げるということについてお諮りするということでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○中田分科会長 どうもありがとうございました。

北海道の臼尻漁港についてですが、利便性と流通機能の効率化を図るため、臨港道路の整備を行うために漁港区域の陸域を拡大する、そういう変更を行いたいということござ

います。

ただいまの説明につきまして御質問あるいは御意見をお受けしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

非常に素朴な質問ですけれども、道路を造るときに漁港の指定をしなければいけないというあたりの根拠になっている法令みたいなものはあるのでしょうか。

○宇賀神計画課長 道路も漁港施設ということで位置付けておりまして、漁港施設は漁港区域内にあるということで、この場合、漁港区域を拡張して、道路も漁港施設ですので取り入れてやっていく。ただ、他に手段がある場合もありまして市道その他で整備されることもあるのですが、この場合は他に計画もありませんので、自ら整備していかなければならない。したがって、区域も拡張しなければならないという状況であります。

○中田分科会長 他にどなたか。

○櫻庭委員 私は北海道なものですから、今の北海道にかかわる説明をなるほどと思って聞いていましたが、そのとおりでございますので、何とか拡張に同意いただければと思います。

ただ、見せていただいた資料の中の生産額の金額がちょっと違うのではないかと。最初に出てきた部分ですが、294億円というふうに言われましたね。秋サケだけでも500億円あるのに、何で294億円なのか。桁が2,900億円くらいになると、分かる。そこら辺の生産金額がちょっと違っているのではないかと聞いていました。ただ、この陸域の拡張については、地元としても是非お願いをしたいと思っております。

○宇賀神計画課長 数値につきましてはすぐ確認をさせていただきます。

○中田分科会長 どうもありがとうございました。

他にいかがでしょうか。

○泉澤委員 先程通学路もあるという説明を受けましたけれども、例えば歩道とか、そういったものの整備もこれに含まれるのですか。

○宇賀神計画課長 道路ですので入っています。

先程は一般国道としての状況でありましたけれども、今後新たに造る場合には、必要があれば歩道も付けることとなります。

○泉澤委員 わかりました。

○中田分科会長 他に、どなたか、ございますか。

特にないようでしたら、異議なしということで、そのように決定させていただきたいと

と思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○中田分科会長 それでは、この件につきまして異議なく決定された場合にということで用意させていただきました答申文がございますので、これを朗読させていただきます。

答 申 書

21水審第10号

平成21年8月4日

農林水産大臣

石 破 茂 殿

水産政策審議会

会 長 櫻 本 和 美

平成21年8月4日（火）に開催された水産政策審議会・第20回漁港漁場整備分科会において審議の結果、諮問のあった下記の事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第162号 漁港の指定内容の変更について
(別添資料2-1及び2-2)

以上でございます。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○中田分科会長 それでは、これをお渡しいたします。

(答申書手交)

②諮問第163号 行政不服審査請求について 及び
諮問第164号 行政不服審査請求について

○中田分科会長 それでは、続きまして諮問第163号及び諮問第164号につきまして審議をお願いしたいと存じます。これらは2つに分かれてはおりますが、審査請求人も同一でありますし、内容的にも類似の内容となっておりますので、審議につきましては同時に進めさせていただくことにしたいと存じますが、そういうことでよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○中田分科会長 それでは、橋本部長からそれぞれの諮問をいただくことにします。

○橋本漁港漁場整備部長 それでは、お手元の資料3の諮問文の写し、続けて資料4の諮問文の写しをご覧くださいと存じます。

まず資料3のほうから朗読をさせていただきます。

20水港第2165号

平成21年8月4日

水産政策審議会会長 殿

農林水産大臣 石破 茂

行政不服審査請求について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第43条第1項の規定に基づき、平成20年12月19日付けで第一審査請求人 A 氏、第二審査請求人 B 氏、第三審査請求人 C 氏、審査請求代理人 A 氏からなされた行政不服審査請求について、同条第2項に基づき貴審議会の意見を聴きたく、下記事項の審議について諮問する。

記

千葉県銚子市銚子漁港における漁港管理者である千葉県がなした帆船の移動を求める通知に係る平成20年12月19日付けの行政不服審査請求

続きまして、資料4についても朗読をさせていただきます。

21水港第1424号

平成21年8月4日

水産政策審議会会長 殿

農林水産大臣 石破 茂

行政不服審査請求について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第43条第1項の規定に基づき、平成21年7月7日付けで第一審査請求人 A 氏、第二審査請求人 B 氏、第三審査請求

人 C 氏、審査請求代理人 A 氏からなされた行政不服審査請求について、同条第 2 項に基づき貴審議会の意見を聴きたく、下記事項の審議について諮問する。

記

千葉県銚子市銚子漁港における漁港管理者である千葉県がなした平成21年6月26日付け千葉県知事の勧告書に係る平成21年7月7日付けの行政不服審査請求

以上でございます。

○中田分科会長 それでは、続きまして、事務局から諮問の内容について説明を受けます。よろしくお願ひします。

○宇賀神計画課長 それでは、諮問第163号及び諮問第164号につきまして、お手元の資料の3-1と4-1により説明させていただきます。

今回の内容は、千葉県銚子漁港におきまして千葉県が行いました行為につきまして、2つの行政不服審査請求がなされたものであります。

まず資料3-1をお開きいただきますと、目次がございます。資料の構成であります。一として諮問事項があります。二として参考資料で、(一)が審査請求書(写)、(二)が処分庁(この場合は千葉県)から提出された証拠書類(写)でございます。その他、三として関係法令が添付してございます。

まず初めに48ページと49ページをお開きいただきたいと思います。ここには漁港漁場整備法から一部取り出したものがございます。このうち49ページの最後、第43条第1項ですが、「この法律若しくはこれに基づく命令又は漁港管理規程によってした漁港管理者の処分に不服のある者は、農林水産大臣に対して審査請求をすることができる。」とございまして、この規定に基づいて今回の審査請求が出されているところであります。

第2項には、「農林水産大臣は、この法律若しくはこれに基づく命令又は漁港管理規程に基づく処分についての審査請求又は異議申立てがあったときは、水産政策審議会の意見を聴いて、裁決又は決定をしなければならない。」とありまして、今回、水産政策審議会の意見を聞こうとしているところでございます。

第3項には、「水産政策審議会は、前項の規定により意見を決定しようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を通知して、審査請求人若しくは異議申立人又はその代理人に対し公開による意見の聴取をしなければならない。」とございまして、本日、公開による意見の聴取を行っていただくということでございます。

これらの規定に基づきまして審査請求がなされたものでございます。

次に内容でありますけれども、11ページをご覧いただきたいと思います。ここに平成20年12月19日付けの「漁港漁場整備法第43条に基づく審査請求及び異議申し立て」と題した文書がございます。これをいただきまして、その後、必要な補正を求めて提出していただきましたものが次の12ページから14ページまでの資料でございます。内容としては同じでありますけれども、行政不服審査法に基づく様式に従いまして審査請求書を提出していただいたものでございます。

審査請求人につきましては1番のとおりであります。2番の審査請求に係る処分として、まず一つは、15ページに平成20年6月3日付けで千葉県銚子漁港事務所長から B 氏あてに出された通知がございますが、ここにありますように「銚子漁港係留禁止区域内に係留中の船舶について」ということで、「千葉県告示第185号により、銚子漁港区域内のほぼ全域が、禁止区域として指定され、本城上下溜の一部以外での漁船以外の船舟の係留が出来なくなっております。つきましては、係留禁止区域である銚子漁港第二漁船渠（中堤防入口）に係留している貴殿の所有する船舶について、すみやかに移動するよう通知します。」ということをごさいます。結論としては、最後の「貴殿の所有する船舶について、すみやかに移動するよう通知します。」という通知でございます。

次の16ページは、平成20年11月13日付けで、同じく千葉県の銚子漁港事務所長から B 氏あてに出された通知でございます。内容的には、最後のところを見ていただければと思いますが、「すみやかに移動するようお願いいたします。」とあります。

それから、17ページは平成20年12月11日付けで千葉県銚子漁港事務所長から B 氏、A 氏にあてておりますけれども、内容は「銚子漁港に放置されているプレジャーボートの移動について」ということで、「記」の上にありますように、「あなた方が所有するプレジャーボートを速やかに移動されるよう求めます。」ということでございます。

これら3つの文書でありますけれども、それぞれ「速やかな移動を求める」という文書が出ております。そこで12ページの2番、「審査請求に係る処分」のところですが、審査請求の内容としては、これら3つの処分、これが不服であるということで請求をしてられております。あわせて、13ページの4番に「審査請求の趣旨及び理由」とありますが、これらの処分は憲法の自由及び幸福追求に対する国民の権利を無視して制定され、違憲であるという旨の内容も書かれております。

続きまして今度は千葉県側からの証拠書類ですが、これについては27ページから43ペー

ジでございます。27ページ、28ページと文章がありまして、その後に先程の審査請求に至った文書3つを出すときの決裁の文書その他が添付されていますが、そのうち28ページをご覧いただきたいと思います。28ページの一番下の4に「行政指導について」とありますが、ある意味でここに千葉県の見解が集約されております。「漁港管理者は、審査請求人らが、プレジャーボート等の係留禁止区域に、漁船以外の船舟を放置していることは漁港の適正管理上看過できないことから、上記1のとおり審査請求人らに対し、移動を求める文書通知を行った。なお、この文書通知は、あくまで行政指導であって、行政庁の行為のうち、その行為によって直接、国民の権利義務を形成し、またはその範囲を確定することが法律上認められている行政処分ではない。」ということで、結論としては、最後のところの「行政処分ではない」ということが書かれております。

以上が資料3-1でございます。

次に、資料4-1に移りまして、11ページをご覧いただきたいと思います。「緊急審査請求書」ということで、2つ目の審査請求でございます。中身につきましては、審査請求人は先程と同じ、1番にあるとおりです。2の「審査請求に係る処分」といたしまして、「平成21年6月26日付け鈴木栄治千葉県知事名漁港第124号による審査請求人三名に対する処分」とあります。

具体的な処分の中身につきましては14ページをご覧いただきたいと思います。漁港第124号の「勧告書」です。勧告書の結論部分は、上から3～4行目、「第39条の2第1項第1号に該当しているので、平成21年7月31日までに違反を是正するために必要な措置をとることを勧告します。これに応じない場合は、法同条による移動命令をすることがあります。」ということで、内容的にはこれまでの通知のとおり、現在の係留状況が禁止区域に係留されているので、そこから船を移動することを勧告しますと、そういう内容になっております。これにつきまして、審査請求人からこの処分を取り消す裁決を求めるという趣旨の審査請求が出ております。この勧告書は越権行為であり、違法・不当であるという御主張でございます。

以上2つの諮問事項について併せて説明をさせていただきました。事務局側からの説明とさせていただきます。

○中田分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、ここまでの説明につきまして委員の皆様から御質問等がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○泉澤委員 禁止区域に設定された日付はいつになっているのでしょうか。

○宇賀神計画課長 資料3-1の15ページをお開きいただきます。「このことについては、平成19年3月2日付け千葉県告示第185号により、銚子漁港区域内のほぼ全域が、禁止区域として指定され、」ということで、19年3月2日でございます。

○中田分科会長 よろしいでしょうか。

○泉澤委員 わかりました。

○中田分科会長 では、櫻本委員、どうぞ、

○櫻本委員 基本的なことを教えていただきたいのです。資料3-1の49ページ、(不服申立て)の第43条で2行目に「処分に不服のある者は、」と書いてありますけれども、それに対して28ページの4の「行政指導について」の最後に「行政処分ではない。」と書いてありますね。これは行政処分ではないので不服申し立てに該当しないという意味ですか。教えていただけますか。

○宇賀神計画課長 28ページは千葉県の御主張でございますけれども、御指摘のとおりでありまして、処分ではないということなので第43条には該当しないということをおっしゃると思います。

○中田分科会長 他に御質問はございますか。御意見については後でまたお伺いする機会があると思っておりますけれども、とりあえず御質問をお願いします。

では、櫻庭委員。

○櫻庭委員 平成19年3月2日付けで千葉県から告示をされた。そして今回の審査請求はお三方からしか出ていないけれども、他のプレジャーの方達もそこにはいたと思うんです。その方達はどうかですか。

○宇賀神計画課長 何隻かという数はちょっとわかりませんが、禁止区域として指定する一方で漁船以外の船を係留してもいい区域も同時に指定しておりまして、そちらの方に移動されたそうであります。

○櫻庭委員 その当時は、他にも何隻かはいたという理解でいいですか。

○宇賀神計画課長 そうです。

○櫻庭委員 そういう人達は移動した。

○宇賀神計画課長 はい。

○中田分科会長 他にございませんか。

他に無いようでしたら、最初にも説明がございましたけれども、本日は公開による意見

の聴取をするため、審査請求人にこちらにお越しいただいております。

それでは、本審査請求につきまして御意見をお聞かせ願いたいと思いますが、2つの審査請求は内容が同様でございますので、併せてお聞きしたいと存じます。

審査請求人はお出でになっていきますね。前の方に席を用意しておりますので、そちらにお進みください。

(審査請求人 着席)

○中田分科会長 審査請求人の方から説明のための書類を用意しておられるとお聞きしております。配付については認めたいと思いますので、よろしくお願ひします。

(資料配付)

○中田分科会長 それでは、準備がよろしければ、最初に審査請求人からの御意見をお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○審査請求人 B 第二審査請求人の B です。隣が第一審査請求人の A 先生でございます。そして、第三審査請求人の代理人で D が傍聴席に来ております。

先ほど一方的な紹介がございましたけれども、傍聴席で聞いておりますと、「出ていけ」と言っているのに我々が全然出ていかないような非常に間違っただ印象、そして北海道の漁業組合の御質問に対しても間違っただものが千葉県の方から出ておりますので、それは追って説明しながら状況を説明させていただきたいと思ひます。

今日は時間が非常に少ないと伺っておりますので、時間が無いときのことを考えまして、私が申し述べたい点はここに全部資料としてまとめてきました。特にこれまでのいきさつも添えてございますので、それを見ていただければと思ひます。先程の委員の御質問、いつからそういう規定ができたのかという御質問は非常にいい御質問ですけれども、2つ目の資料を見ていただきますと、これまでのいきさつが日にちを追って書いてございますので、そうすると全容がつかめると思ひます。

資料の順に説明させていただきたいのですけれども、私がまず申し上げたいのは、日本国憲法は飾りではないということです。すばらしい憲法、我々を守ってくれる憲法であつて、私が申し上げたいのは、憲法第98条で法律を作ったり命令を出したりするときは必ず憲法に沿っていなければならない。そうでなければこれは無効であると、はっきり書いてあるんです。これは基本的なことなのです。憲法の抜粋が別添資料に入っておりますので、それを見ていただきますとおわかりいただけますが、法律を作るときは、生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、考慮しなければいけないんです。憲法第13条に

「最大の尊重を必要とする。」と書いてございます。ということは、これが義務付けられているわけです。ですから、どんな法律を作るときも、そういう配慮がなされたか、別に特別扱いをしろと言っているのではございませんけれども、そういう配慮がなされたかということを私は問うわけでございます。

そして私の主な不服申し立ては、185号はこれに完全に違反してできている。そういうことで、これは法律として憲法に違反しているので、効力を有さないということを皆様にまず御理解いただきたいんです。だからどうしようということではなく、そういうことなのでございますよということなんです。

それでは、それがどうして憲法に違反しているかということについてこれから申し上げます。

ところで、私は法律を長く勉強しておりまして、 の日本大使館では法律顧問を務めておりましたので、法律については非常に詳しいつもりですけれども、私の解釈では第13条と第14条に違反していると思います。でも、一つだけ違反していれば、それでいいのです。ですから、第14条については割愛して、今回は第13条に絞って御説明させていただきます。

それから、先程の御質問にございましたけれども、対象ヨットが一体何艘あるのか。実際には3艘しかないのですが、3艘のうち1艘でもそれに適用すれば、残りは芋づる式に適用するので、1艘に限って、そして第13条だけに限って御説明させていただきます。そうしますと、いかに千葉県の作った条例がずさんなものであるかということがよく分かると思うのでございます。

この185号が出来た経緯は、平成18年10月11日付けで「銚子漁港におけるプレジャーボートの係留施設の指定について」という公文書がございます。これも一番最後に参考資料として添付してございます。

それは平成18年のことでございますが、それから遡ること14年前の平成4年に、実はここにおられるA先生はずっと高校の教諭をなさっておられましたが、教職を退いて、老後を楽しく過ごしたいということで、退職金でアメリカ製の「E」という結構大きな外洋ヨットをお買いになったわけです。これは20年近く前のことでございます。東京ではそう珍しいことではないのですが、銚子というのは、「ほととぎす 銚子は国のとっばずれ」という古帳庵の句もあるくらい近くて遠いところ、非常に田舎でございますので、これは大変な話題になりました。そして教え子達が先生の後援会を作って、ヨットを掃除し

て整備している。それが今まで17年間続いているわけでございます。

そして、係留については、当時はまだ銚子漁港事務所ではなくて、銚子漁業組合が管理者だったわけです。御存じのように管理者というのは非常に広い権限を持って、このように好きなことをしているわけですが、少なくともこの件に関しては漁港漁場整備法の権限の中に十分入るわけでございます。教え子の中には大分偉くなった者もおりまして、「先生、ヨットをそっちへやっってはだめだ。ここに泊めなさい。ここだったら台風が来ても絶対大丈夫だし、ここは誰も来ませんよ。ここだったら他の船は入ってこられないし安全だから。」ということで、みんなで先生のヨットを受け入れて、そしてお守りしているわけです。そういう状況が、17年、平穩に続いているわけです。

そして、管理が漁業組合から漁港事務所にいつ移転したかということは何度も伺っているのにまだ正確な返事が出てこないのでございますが、3年くらい前に管理が漁業組合から漁港事務所に移りました。そして、今までは漁業組合が自由にやっていたわけですが、お役人達が色々作りました。

その一つとして、私どもの船が係留しております約2 km先に本城という小さな港が2つございまして、資料によりますと、そこに100艘近い放置船があったということでございます。それをどうにかしなければいけないと。これは当然のことで、それについて私は何も批判はしていませんので、その船を何とかしなければいかんということで、勝手にと言うと語弊がありますが、100艘の放置船——これも放置船と言うと大層に聞こえますけれども、みんな小さな船ばかりなんです。そして本城の上下というのは小さな港で、我々のヨットも入れないような浅いところでございます。その整備をしなければいけないということで、この条例を作りました。そのときに憲法で保障されている第13条ということは恐らく念頭になかったと思うのです。しかし、その条例を作って、そしてプレジャーボートはここだけだというふうに185号の告示を翌年の3月に出したので、先生のヨットは、いつの間にか不法係留になってしまったわけです。そういう事情が先程の千葉県説明と大分違うということがおわかりになると思います。

そして、そういうふうになっても、一言も相談がなかったわけです。私どもは、私どもに対して特別扱いをして欲しいというふうに提唱しているのではございません。私どもは、A先生が16年かけて確立した幸福、これこそ憲法に保障されている幸福追求のいい例ではないかと思うのです。それに対して憲法が要求する最高の尊重をしていただきたい。ということは、せめて、相談に来て……。

ところで、A先生のヨットを知らない人はいないわけです。もちろん県の方も銚子の方もそうでございます。そして、港に来たら一番目立つのがA先生のヨットなわけでございます。だから、これは知らなかったとかいうことではないんです。ですから、県の職員がA先生のところに来て、「実は本城で決めるんですけども、先生はどうかしますか」というふうに、せめて尊重していただきたいわけですよ。しかし、それすらなかった。

では、他の人たちは相談を受けたのかと言いますと、小さなヨットが本城の方に何艘かございまして、その人たちは、係留料は幾らにしようとか、いろいろ相談を受けているわけですが、しかし、先生だけは何も相談がなかったわけです。そこで私は、これは第13条を完全に無視していると。ですから、これは効力がない。効力がない185号に依存している3つの命令——これも千葉県は行政指導であって命令ではない、行政処分ではないとおっしゃっていますけれども、そんなことはどうでもいいじゃないですか。その185号というのは無効なんです。だから、それは取り下げるべきであるというのが私の主張でございます。

もし審議会が、Bの言うとおりに、これはどう見たって憲法第13条に則していないではないかということで私を支持しますと、どういうことになるか。そうすると、185号は死文化ということになるのでございます。もしそういう判決を下されますと、千葉県の地方自治体として持っている権限に真っ向から挑戦することになるわけでございます。もしそういうことになりましたと、千葉県は必ず、憲法第81条に違憲であるということで最高裁判所に……。ただ、そこに書いてございまして、行政機関はそれはできないわけでございます。そして、「Bさん、これは憲法違反ではないよ」とおっしゃるなら、私は必ず最高裁に上告します。ということは、そういう司法権は全然持っていらっしやらないのでございますから。だから、どっちにころんでも、これは非常に都合の悪いことなんです。私は決して駄々をこねているわけでも何でもありません。では、どうすればいいのかというふうに皆様も今お考えになっていらっしやると思うのですけれども、私は今日、それなりの妥協案を持って、ここに来ております。

それから、もう一つ皆さんが考慮されなければいけない点は、今はインターネットの時代でございまして、こういうことが少しでも漏れたら、どうなるか。私、これを用意しているうちに千葉県がどのくらい条例を作っているのかと見ましたら、ものすごい数なんです。港だけではなく、農薬とか建築とかなんとか、本当におびただしい数で、そして

それぞれみんな罰金を受けたり処分を受けたりしている。今回の銚子についても、やはり80艘近い船が撤去処分になっているわけですから、その人たちが、もしかしたら、この185号は違憲だということになったら、これは大騒ぎになってしまうのでございます。そして、私どもはまだ被害がないですから補償は請求しませんけれども、無くした人達が返してくれと言ってきたら、一体どうなさるんですか。それは漁港関係だけでなしに、あらゆる分野に渡って可能性がある。

なぜかと言うと、私も公務員に親戚がおりますので、それを通じていろいろ調査したんです。今、行政が何か法律を作るときにはそういうふうに考えるのかと聞いてみましたら、一応そういうものが大丈夫かどうか、チェックする機関があるそうでございます。それは弁護士がやっているそうでございます。そこに回して、そこが「O.K.」となれば、つくると。しかし、私の考えでは、憲法第13条に照らし合わせましたと実際に実証できるお役人は本当に少ないと思います。そういうことをよく考慮に入れていただいて、そして私どもの妥協案について考えていただきたいわけです。

幸いなことに、これも参考資料についておりますが、法の第39条の1第2項に「水面の一部の占用」という非常にすばらしい条項がございます。それによりますと、「漁港の利用を著しく阻害し、その他漁港の保全に著しく支障を与えるものでない限り、同項の許可をしなければならない。」とございます。この「著しく」という言葉をよく考えていただきたいのですけれども、これは日本の法律には珍しく、申し込む方に非常に有利に書いてあります。私はそれに気がつきました。

それと同時に、去年、これを提出する前後ですが、私どものヨットが停泊しているすぐ隣、今は不法駐車場になっているところが市の復興事業で河岸公園になることが決まっております。今、第1期工事が済んだところでございます。もうすぐ第2期工事に入る。そこには昔の渡船場が再現されます。銚子駅からずっと800mおりてくると、利根川に突き当たったところに渡船場がございます。私どもはそのすぐ右200mばかり行ったところですが、その渡船場に昔の屋形船が利根川めぐりをする、そういう船が復活する。それから、今は遠い町外れにある銚子マリーナから発着している銚子名物の「イルカウォッチング」という船がそこから発着するようになります。ヨットというのは非常に夢をそそるものでございますので、その公園を設計するときにも、4艘ぐらいヨットが泊まっている小さなマリーナが公園にあるということは、設計上、目玉になるんです。

そういうことで、その一帯は船を中心にした他に類を見ない港にしようということで、

A 先生を中心として有志が集まって「XXXXXXXXXX」というNPO法人を立ち上げました。それがやっと資格が受けられたのが去年の暮れのことです。そこで私どもは、「XXXXXXXXXX」という名前で、こういう目的で占有させていただきたいという申請書を出しました。これは私ども個人だけではなく、当時の岡野銚子市長、副議長の宮内昭三という方——水産関係で宮内といたら知らない方はないほど有力な方ですが、このお二人が、これは非常にすばらしい計画だから市議会にかけて正式の事業にしようではないかということまでおっしゃってくださった。私がお供したわけではないのですが、「市長自身が県の方へ出向いてくださいました」というふうに秘書から言っていましたので、行ったと思います。そこまでして公のすばらしい計画ができています。

その目的を口頭ではっきりと説明した上で、去年の暮れに実際に書面にして出した申請書が、先月の7月26日、新しい知事の名前でもって却下されました。却下しただけでなく、すぐ強制立ち退きをするような脅しめいた文書を発行しているわけです。そこで私は、これはいけないということで、本題の占有の申請については、8月26日まで余裕がございますので、それまでに用意をして、改めてそれについても不服申し立てを提出する予定です。

私のお願いしたいのは、まずそれを審議していただきたい。ということは、次の分科会がいつなのか、大体半年に1回というふうにお伺いしているのですが、それまでには全部準備しておきますので、それをまず審議していただく。そして、それはやはり間違っている、これは許可すべきだということになれば、私どもは喜んで今審議していただいている件を取り下げます。

というのは、この185号というのは、私どものヨット3艘を除いては被害も何もないわけで、撤去も済んだわけです。ですから、今さらこれが憲法違反だなんて言いますと、先程申しましたとおり、撤去された人達はみんな頭にきていますので、「返してくれ」と言って出てくるかもしれない。私どもはそんなことを望んでいるわけではない。私どもも大人でございますので、市のためにいろいろ頑張りたい。

A 先生もそうですが、たくさんの人達、土地の人達も、みんなヨットに乗りたいんです。しかし、ヨットを持っている人は大体が東京の人とかで全然相手にしてくれない。ですから、A 先生は御自分のヨットを後援会の皆さんに週に1回なり2週間に1回なり、体験用のヨットとして提供する。そうすると、あそこに行って申し込みをすればヨットに

乗れるかもしれないということもある。

それから、私事で恐縮ですが、世界を一周したヨットはそうたくさんあるわけではございません。世界を一周したヨットの一つが私の「 F 」というヨットです。大げさではなく、帰国して2年以上たった今でも、ほとんど毎日のように「見学させてください」という方が来るのでございます。そういうことで私も銚子には非常にお世話になっておりますので、私もそのヨットを一般に公開して、世界一周のヨットが見られるようにする。そういうことで子供達に夢を与える。団塊の世代の大人の方にも、そうか、このくらいのヨットでも世界一周ができるのか、こういう装備が必要なのかというふうに、実際に手にとって見られる、そういう一つのメッカにしたいと思うのです。

これは前例があることでございまして、ロンドンのフランシス・チチェスター卿が世界一周に使った「ジブシー・モス」が30年以上展示されておりました。これは文句なしにロンドンの観光名所の一つでございます。それから、我々のなじみが深い G さんの「 H 」も、最近は見えていませんが、今でも多分あると思います。ずっと長い間、サンフランシスコのマリーナに展示してございまして、これも一つの観光名物です。そういうすばらしい要素を含んでいるわけでございます。そういうことを踏まえて、今回は結論に走らずに、次の私どもの審査請求をお待ちいただいて審査していただきたい。

そして、繰り返しになりますけれども、県の主張を聞いていますと、「『出ていけ・出ていけ』と言っているのに出ていかない、とんでもないやつだ。」という先入観があるに違いないと思うんです。そんなことではない。私に来てから2年近く、先生には一言も何も言ってこないんですよ。

ここに書けなかったので口頭で説明させていただきますけれども、漁港事務所の管理になってすぐ、いわゆる右翼が港の中の駐車場にバーンと宣伝カーを置いて、週末になると軍艦行進曲をガンガン鳴らして町中を走り回っているわけです。市民がそこは違法駐車ではないのですかと漁港事務所に言ったら、漁港事務所が「どけ」と言いに行った。そして頭から怒鳴りつけられて、しっぽを巻いて逃げてしまった。これは銚子の人なら知らない人はいない、巷の本当のお話です。

それから、もう一人、私が場所をいただいているところは前任は、「 I 」というヨットがあったのですが、そのヨットのオーナーは J さんです。私は一度しかお目にかかっていないのですけれども、たまたま来たとき、私のヨットのところに大きな看板が立ってまして、「ここは禁止区域ですから動かしてください」と書いてあった。「なんじゃ、

これは」と言うので、最近漁港事務所からうるさく言ってきているんだと言ったら、「なんだ、あんなばかどもが。俺はこの前、網を引っ掛けたら文句を言いに来たので、怒鳴りつけてやった。おまえもそうしろ」と。そういうふうにして、ほんの2人か3人しかいない担当者も頭にきている。もやもやしているんです。

○中田分科会長 ちょっと済みません。最初に B さんもおっしゃったように、全体の時間の枠がないんです。後で質疑の時間もとりたいと思いますので、手短にまとめていただくようにお願いします。

○審査請求人 B はい、すぐに終わります。

そういうところに、185号が有効になって、わずか1カ月もたたないときに、私が緊急入港しました。本当は横浜に帰る予定だったのですが、世界一周の一番最後に帆がずたずたに破れて緊急入港してきまして、そして助けていただいたのでございます。そのときに海上保安庁から「帆が直るまではどこにも行ってはいけない」ときつくお達しを受けました。他にも幾つか故障がありましたので、私は漁港事務所にまず、そういうことで直るまでしばらく係留させていただきたいとお願いに行った。そうすると、「つい最近まで、ここは漁業組合の管轄だったので漁業組合が『O.K.』と言ったらいいですよ」ということで、漁業組合に行ったわけです。そうしますと漁業組合の専務の方が、「Bさん、よく来てくれました。いつまでもいてください。電気も使っていていいですよ。どうぞいてください」とおっしゃってくださった。

それで私は安心して、いざ直そうとしたら、ヨットというのはすべてが高いのですが、私のヨットは非常に大きいヨットですから、ちょっと直してもだめなんです。動けるような状態にするには、見積もりをもらいますと少なくとも400万円以上かかるわけです。それではいけないので、ヨットを置けるところを探しましたら、銚子マリーナの場合、なんと1日に9,000円も取られるのでございますよ。年間契約にすると非常に不利なんですけれども、それでも銚子でも入会金とか権利金等々いろいろなものがあって、300万円ぐらい持っていないと置いてもらえない。それが嫌だったら1日9,000円払わなければいけない。東京湾、相模湾もずっと回って、江ノ島まで行ってきましたけれども、あの辺ですと一晩1万5,000～1万6,000円、そして450万円ないと話にならない。そういう状態です。

私もすべてヨットにつき込んでしまった。だから、本を書き始めたので、せめてその本が書けるまで御堪忍いただけないかと言いましたら、漁協事務所は「いてもいいと言った

じゃないですか、いてくださいよ」とおっしゃってくださった。ところが、さっき申し上げたように右翼に怒鳴りつけられて、 J さんに怒鳴り飛ばされた男が、「出ていってください」と言うわけですよ。本当にいびるんですよ。ここに県の方がいらっしゃいますけれども、本当に暴力です。ひどいんですよ。私は警察に行っ、簡易裁判所に行っ、「この暴力、何とかならないんですか」と言ったけれども、だめなんです。

そこで、しようがなく、そこに添付してありますように、当時の堂本知事に嘆願したんです。堂本知事はTBSの私の仕事の先輩に当たるので、私のことはよく知ってくださっているはずなんです。しかし、漁港事務所の方が途中で取ってしまって、銚子事務所の言うことを聞きなさいと言って、それと一緒に返ってきた。ですから、もうどうしようもないんです。

私もそれまでは、いろいろお世話になっているので、「申しわけありません」と頭を下げてお願いしていました。しかし、頭を下げれば下げるほど、狂犬病じゃないかと思うぐらいに、「さっさと出ていきなさい」と怒鳴るわけです。そのとき初めて私は「わかりました」と。そこで「書面を出してください」と言ったのが、一番初めの185号です。そしてちょっと様子を見ておりましたら、先生のところには行かないわけです。私だけなんです。それで初めて、言葉を返すようですけども、「どうして私一人がこういうふうに選り出されて迫害されなければいけないんですか」と言ったら、あわてて先生のところに同じ日付で同文を出したわけです。そして C さんの方には行っていないわけです。

そのときに銚子のお話があったので、それでフィッシャリーナを作ろうということになった。今までのいきさつを見ますと、ずっと嫌がらせです。どうして3枚あるかと言うと、嫌がらせなんですよ。そういうものを後から後から出してくるわけです。そして今緊急審査をお願いしていることなんか、いい例です。これは暴力です。人は死刑の判決を受けても、上告するまでは死刑執行できないわけですよ。ですから、そういう人たちに対して、あなたの死刑は何日ですよと言ったら、これは非常な精神的な苦痛になるわけですよ。26日に出た却下届の、その月の月末までに出ないと強制執行するという脅かし、これこそ明らかに不法行為です。ですから、よく御指導いただきたいんです。そういうずさんなことをやっている。私は文化人です。ちゃんと法律に従っている。一度も法律を犯しているわけではないんです。ですから、そういう暴力は困るんです。

言葉がちょっときつくなりましたけれども、今、漁業が非常に衰退してきていますね。漁港を上手に使おうというのはこの審議会が打ち出したことであって、フィッシャリーナ

のアイデアもそうでございます。そして、私ども [REDACTED] のしようとしている事業は、間違いなく銚子市の活性化に役立つと思います。みんなが「いい話だね」とおっしゃってくださるんです。私どもはそのためにやっているのです、そういうことをよく踏まえて皆さんの御英断をお願いしたいと思います。

どうもありがとうございました。

○中田分科会長 どうもありがとうございました。

審査請求人の御意見をお聞きしたところですが、少し質疑の時間をとりたいと思います。

最初に私の方から一つ。Bさんが最初の方でお話しになりました憲法違反かどうかという点ですね。条例制定が憲法に違反しているかどうか。これはBさんも審査請求の趣旨の中にお書きになっていますけれども、この審議会で検討する範疇に入っておりませんので、その点は御理解をお願いしたいと思います。

それでは、委員の皆さんから何かお聞きになっておきたいことがありましたら、お願いします。

○泉澤委員 禁止区域が設定される前に、先生の方は既に何年も前から留めていらっしやると。

○審査請求人 B 私自身は、Jさんが留めていた場所を譲り受けて、これが設定された約1カ月後に入ってきたということです。そのときにはまだ「I」という大きなヨットでございまして、それがKさんという方に売り渡されて、Kさんという方が銚子マリーナに移したので、Bさんはここを使ってくださいということで、私は既に確立されている、その場所を踏襲した。

実際にそういうヨットが全部で3艘ございます。もう1艘は「L」という船ですが、この人も土地の実業家で、皆さん知っている方なんです。つまり、3艘あったわけですね。Jさんのヨットと先生のヨットと。先生のヨットが一番初めなんです。その後にJさんがヨットを作られて、台湾あたりから持って帰ってこられた。そしてMさんとおっしゃる方は土地の実業家で大変な方なんです、その方も「N」を持っていた。そして、Mさんの場合は、銚子マリーナができたときに銚子マリーナへ移したわけでございます。

そのとき、先生も「俺も動かそうか」とおっしゃった。そうすると、周りの漁業組合が「先生はだめだ、あそこは危ないからよしなさい」と言った。本当なんです。6艘もチン

(沈) しているんですよ。あそこの港は、私は恐ろしくて行けないです。そういう港です。本当に命取りになるところなんですよ。

○泉澤委員 漁港が禁止区域になる前に、地元の漁業協同組合とか、そこにとめていらっしゃる皆さんとか、そういった方々と合意を形成する場があったと思うんですが、そういうところには御出席なさらなかったんですか。

○審査請求人 B 私はもちろん来たばかりなのでございますけれども、A 先生はヨットの大きさが違いますので。そして、少なくとも先生の留められているところには、そういう放置船はないわけでございます。放置船があるのは、クラスが違うといいますが、1日遊ぶような小さな船がたくさん留まっている2km先の上流のことでございます。

ですから、先生、本城とは関係ないのでございますね。

○審査請求人 A そうですね。

○審査請求人 B それでよろしゅうございますか。

ですから、本城を目標にしてこれを作ったわけです。先生のことを忘れていたわけですよ。しかし、ここにいるのは全部出してしまおうと。そのかわり、ここは20杯の枠をつくって、そこに置いておきましょうということになった。それですべてがハッピーだったんですよ。先生のごことは皆さん知っていますから、だれも先生のところに行かないわけです。たまたま私のようなよそ者が来たから、そういうことになった。だから、先生もある意味では被害者なんです。私が来なかったら、恐らく今も何も起こらないですよ。

○中田分科会長 経過の確認だけ手短かにお願いしたいのですが、この書類の中に、Aさんのヨットは平成4年あたりから係留されている。そしてCさんは平成11年ぐらいから係留されていた。そして、Bさんの船につきましては平成19年の5月ごろに緊急避難で港に入ってきて、そのまま係留されているということなので、お二人の場合とBさんの場合は少し事情が違うといいますが、Bさんが入ってこられたのは19年の3月ぐらいに条例で禁止区域が制定された後なんですね。だから、同じといえば同じけれども、少しそこら辺の事情が違うということはあるような気がしますが、それはそういう理解でよろしいですか。

○審査請求人 B それは全然問題ございません。

○中田分科会長 それから、もう一つ、現状がどうなっているかということの確認ですけども、3名の方のヨットが今どういう状況にあるのか、教えていただけますか。

○審査請求人 B 私の係留の初めの条件としては私が船の上で住むということでありま

したので、ずっと住んでおりました、船の上で生活していました。

○中田分科会長 実際に動かせるかどうかというあたりは。

○審査請求人 B 今はちょっと動かせる状態ではない。

○中田分科会長 他の2つは動かせる状態ですか。

○審査請求人 B Cさんの船は動かせる状態ではない。先生の船はしょっちゅう出ておりますので、動かせる状態でございます。

○中田分科会長 その点をお聞きしたいと思いました。どうもありがとうございました。

他に何か御質問はございますか。

それでは、時間が大分押してきておりますので、ここまでにしたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、席に戻っていただきまして、これから審議に入りたいと思いますけれども、水産政策審議会議事規則第6条の規定によりまして、こういう不服審査に係る会議につきましては「審議会が必要と認めた場合については非公開とすることができる」というふうになっております。委員の皆様のご了解が得られれば非公開として審議をすることにしたいと思っておりますけれども、その点、いかがでしょうか。

[「結構です」の声あり]

○中田分科会長 特に異議がないようでしたら、そのようにさせていただきます。

それでは、非公開で審議を進めますので、委員の方以外は退席をよろしく願います。

それから、請求人におかれましては、これから非公開で審議を行いまして答申は次回になると思いますので、本日はここで終了ということになります。よろしく願います。なお、事務局の方は同席をお願いしたいと思います。

時間がありませんので、退席していただいた後、すぐに始めたいと思いますので、よろしく願います。

[非公開審議]

○中田分科会長 それでは、公開の審議を再開いたします。今お話ししましたように、今回の2件の行政不服審査に係る諮問事項についての答申は、次回の分科会の場で行うこととなります。

(3) その他

次回日程について

○中田分科会長　そこで、その次回をいつごろあたりにということがあるのですけれども、事務局の方から説明をお願いします。

○宇賀神計画課長　それでは、次回の分科会の日程でございますが、時期としては9月中旬以降で、事務局より各委員の御都合をお諮りし、調整した上で決定させていただくことにしたいと考えております。

○中田分科会長　委員の皆さんもお忙しいと思いますけれども、恐らく9月頃に開催する必要が出てくると思いますので、出来る限り日程調整に協力していただきまして、よろしくをお願いします。

時間を少し超過しましたがけれども、本日予定しておりました議事につきましては以上で終了いたしました。この機会に何か御発言等がございましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

特に無いようでしたら、時間も過ぎておりますので、また次回に御意見をお聞きできればと思います。

それでは、分科会はこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

閉　　会